

平成十八年四月二十六日提出
質問 第二四〇号

「外務省員手帳」に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

「外務省員手帳」に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年四月十三日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十一日に答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、追加質問する。

- 一 公文書の定義如何。
- 二 「外務省員手帳」は公文書か。
- 三 これまでの「外務省員手帳」の発行年月と作成部数を明らかにされたい。
- 四 最新の「外務省員手帳」の作成にかかった経費を明らかにされたい。
- 五 「前回答弁書」において、最新の「外務省員手帳」が平成十五年六月に作成され、秘密指定がなされていないにもかかわらず、外務省が平成十八年四月七日付文書で国会議員からの「外務省員手帳」に関する資料の提供の要求を拒否した事実が明らかになった。「前回答弁書」において、政府が「国会議員からの資料の提供の要求について、提供すべき資料の範囲が法令上定められているわけではないが、外務省としても、可能な限り協力すべきものと考えている。」と答弁しているにもかかわらず、秘密指定のなされていない「外務省員手帳」に関する資料の提供の要求を拒否した理由を説明されたい。

六 五の国会議員からの資料の提供の要求を外務省が拒否したことにより、国民の知る権利が侵害されたとの認識を政府は有しているか。

右質問する。